

中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱について

中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱では、解体建築物（基礎または杭のみの解体工事を含む）にお知らせ看板（標識）を設置して、近隣住民に工事内容の周知を図るよう定めています。

発注者等におかれましては、本要綱の趣旨をご理解いただき、説明会を開催して解体工事の内容の説明を行うとともに、近隣住民との協議を十分に行い、相隣紛争を未然に防止するよう努めてください。

また、解体建築物にアスベスト等が使用されている場合があり、これらの事前把握を行い、安全で適正な処理の徹底強化を図ってください。

本要綱の主な内容は下表のとおりです。

		木造建築物の解体工事	木造建築物以外の解体工事
対象となる解体工事		中央区内で行う建築物すべての解体工事	
お知らせ看板	設置箇所	解体建築物の敷地の道路に接する部分（当該敷地が2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する部分）	
	設置時期	解体工事開始の15日前まで	解体工事開始の30日前まで
届出書提出時期		お知らせ看板の設置日から7日以内まで	
説明会の開催	開催時期	解体工事開始の7日前までの早い時期	解体工事開始の15日前までの早い時期
	対象範囲	敷地境界線から10mの範囲	敷地境界線から建築物の高さ（1H）の範囲のうちのどちらか広い範囲
	説明すべき事項	<ul style="list-style-type: none">解体建築物の規模・構造、位置及び隣接建築物との位置関係の概要工期、解体方法、作業時間、作業内容及び工事車両の通行経路安全対策、騒音・振動・粉じん等に対する公害防止対策解体建築物のアスベスト等の有無及び処理計画、処理方法 等 <p>*詳しくは本要綱第7条及び説明会の開催にあたっての留意事項を参照</p>	
報告書提出時期		解体工事開始前までの早い時期	

※注1 標識設置届出書、説明会の報告書の提出部数は「2部」とします。1部は受付後に返却します。

2 様式は、中央区ホームページサイト内検索より、「解体要綱」またはページID「5191」と検索して「中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱」よりダウンロードしてご利用ください。

本要綱の詳細については、都市整備部 建築課 建築調整係

03-3546-5463（直通）へお問い合わせください。

◎ 注意事項

- 特定建設作業及び指定建設作業については、休日及び早朝・夜間（午前7時以前・午後7時以後）は、原則として禁止されています。また、建築物のアスベスト等に関しては必ず事前調査を行い、アスベスト等が使用されている場合には、それらの物質を除去してから解体工事に着手してください。
問い合わせ先 環境土木部 環境課 生活環境係 03-3546-5405
- ネズミ・害虫の駆除を行ってから解体工事に着手してください。
問い合わせ先 福祉保健部 生活衛生課 環境衛生第一・第二係 03-3541-5938
- その他、解体工事に関連する以下の届出については、各問い合わせ先に確認してください。
 - 建設リサイクル法 都市整備部 建築課 建築調整係 03-3546-5463
 - 建築物除却届 都市整備部 建築課 指導審査係 03-3546-5456
 - 建築設備等廃止・使用休止届 都市整備部 建築課 建築監察係 03-3546-5455